

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市内の中小企業者のエネルギーコストの負担軽減を図るとともに、経営の脱炭素化に向けた取組を促進するため、自社の温室効果ガス（Green House Gas。以下「GHG」という。）排出量を算定・把握するサービス（以下「可視化サービス」という。）の利用に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 提供事業者 可視化サービスを提供する事業者
- (3) GHG プロトコル GHG プロトコルイニシアチブが開発した事業者における GHG 排出量の算定方法に関する国際的な基準
- (4) GHG 排出量 次に掲げる事業者の事業活動に関係する全ての GHG 排出量
 - ア Scope1 自社での燃料の使用や工業プロセス等による GHG の直接排出
 - イ Scope2 自社が購入した電気、熱等の使用に伴う GHG の間接排出
 - ウ Scope3 事業活動に関連する他者の排出であって、Scope1・2 以外の間接排出

(補助対象者)

第3条 市長は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する中小企業者に対して補助金を交付する。

- (1) 現に市内で営利を目的とする事業を反復継続して営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有していること
- (2) 旭川市税の滞納がないこと
- (3) 旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第7条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと
- (4) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがないこと
- (5) 本補助金の交付を受けたことがないこと

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に定めるとおりとし、市長が別に定める期間内に可視化サービスを契約した事業かつ、可視化サービスを契約した日から起算して30日以内に交付申請した事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定めるとおりと

する。

2 市外の事業所と同時に可視化サービスを導入した場合における補助対象経費は、次のとおり算出する。

- (1) システムの月額利用料が事業所ごとに明確に区分できる場合は、市内の事業所に係る額を補助対象経費とする。
- (2) システムの月額利用料を事業所ごとに明確に区分できない場合は、システムの月額利用料の総額をそれぞれの事業所の従業員数で按分した額のうち、市内の事業所に係る額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金は、予算の範囲内において、別表2に定める額を限度に交付する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、可視化サービスを契約した日から起算して30日以内かつ市長が別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 可視化サービスの仕様が確認できる資料
- (2) (1)に係る提供事業者との契約内容が確認できる資料
- (3) (2)に係る契約金額の内訳が確認できる資料
- (4) 法人の登記事項証明書(個人事業主にあつては個人事業の開業届出書の写し及び直近の所得税の確定申告書の写し)
- (5) 旭川市税の滞納が無いことの証明書
- (6) 誓約書(様式第2号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付をすると決定した者(以下「補助事業者」という。)に対しては、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれその旨を通知する。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金交付決定通知書を受けた後、次の各号のいずれかに該当する内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書(様式第5号)に計画変更の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 可視化サービスの仕様
- (2) 提供事業者との契約内容
- (3) その他市長が必要と認めること

- 2 市長は、前項の規定による申請があった際はその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適当であると認めるときは、申請の内容を承認し、補助金の交付の決定を変更することができる。この場合において、補助金交付決定額が増額されることはないものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付の決定の変更をしたときは、変更交付決定通知書（様式第6号）により、その旨を通知する。

（中止の承認）

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに交付申請取下げ申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日、又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれかに早い日までに、実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費の支払を証明する書類
- （2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

（結果報告）

第14条 補助事業者は、12か月以上連続して可視化サービスの利用を実施し、提供事業者から直近12か月分の可視化データを受領した日（月締めの場合は、12か月目の可視化データを受領した日）から起算して30日以内に結果報告書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）温室効果ガス排出量の算定結果の詳細資料
- （2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 可視化サービスの導入日から12か月未満で利用を中止した場合
- (5) その他、この要綱に違反したと認められる場合

2 市長は前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消し通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（事業完了後の監査）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

（関係書類の保管）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を事業完了の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月12日から施行する。

別表1 補助対象事業（第4条関係）

補助対象事業	内容
GHG 可視化サービス	事業者の GHG 排出量 ^{※1} の算定・把握を行うシステム

※1 本補助金は、Scope1・2 の算定に係るシステムを補助対象とする。

別表2 補助対象経費，補助対象期間及び補助金額（第5条及び第6条関係）

補助対象経費	補助対象期間	補助金額
可視化サービスの月額使用料	補助金の交付の決定のあった日の属する年度から当該年度の2月末日までに提供事業者に対して支払が完了した経費	上限1万円/月 (上限6万円/年度)

※1 初期費用，Scope3 の算定などに係るオプション料金，コンサルティング料金など，Scope1・2 の算定・把握に係るシステムの月額使用料以外の経費は補助対象外とする。

※2 連続した12か月以上の利用を契約又は誓約により証することができるシステムの月額使用料を補助対象経費とする。

※3 市長が別に定める期日までに支払を完了したシステムの月額使用料を補助対象経費とする。

※4 年間契約などによる一括払いの場合，一括払いする額を利用日数（無料で利用することができる日数を除く。）で按分した額を補助対象経費とする。

※5 契約により，無料で利用できる期間がある場合，当該期間を補助対象期間，補助金額から除く。

※6 補助対象経費には，消費税及び地方消費税の額は除く。

※7 他の補助金と本補助金の併用は可能であるが，その場合，補助金の総額が申請者の負担額を上回らない額を限度とする。

※8 補助金額は千円未満を切り捨てた額とする。

（宛先）旭川市長

（申請者）所在地
名称
代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
交付申請書

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 補助対象事業及び申請内訳

補助対象事業	数量	交付申請額
温室効果ガス可視化サービス	式	円

3 補助対象事業、交付申請額等の詳細 別紙のとおり

4 添付資料

- (1) 可視化サービスの仕様が確認できる資料
- (2) (1)に係る提供事業者との契約内容が確認できる資料
- (3) (2)に係る契約金額の内訳が確認できる資料
- (4) 法人の登記事項証明書（個人事業主にあつては個人事業の開業届出書の写し及び直近の所得税の確定申告書の写し）
- (5) 旭川市税の滞納が無いことの証明書
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

本件担当者の氏名、連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名	
担当者連絡先（住所）	〒 -
担当者連絡先（電話番号）	
担当者連絡先（メールアドレス）	

1 申請者情報

本社の所在地			
資本金	千円	従業員数	人
業種・事業内容			

2 可視化サービスを導入する事業所の概要

事業所①	事業所名		
	所在地		
	従業員数	人	
	延床面積	m ² (用途:),	m ² (用途:)
	竣工年月	年 月 (用途:),	年 月 (用途:)
	稼働時間		

※1 補助対象となる市内の事業所のみ記入

3 導入した可視化サービスの概要

可視化サービスの名称			
提供事業者名			
契約プラン名			
契約期間又は使用予定期間 (うち、無料期間)	年 月 日～	年 月 日	
	(年 月 日～	年 月 日)	
提供事業者への支払方法	月払 ・ 年払 ・ その他 ()		
	補助対象経費の支払完了予定日: 年 月 日		

※1 契約期間又は使用予定期間の始期は交付申請日の前30日以内

※2 補助対象経費の支払完了予定日が交付申請年度の2月末日までの経費を補助対象経費とする。

4 補助事業に係る経費等

内 訳	金 額
可視化サービスの月額利用料 (税抜)	円
うち、補助対象経費の額 (税抜) ①	円
補助事業の期間 (令和 年 月～令和 年 月) ②	月
交付申請額 ①×②	円

※1 補助対象経費の額は月額1万円が上限 (年間契約などによる一括払の場合、一括払する額を利用日数 (無料で利用することができる日数を除く。)) で按分した額を補助対象経費とする。

※2 補助事業の期間は交付申請の翌月以降、無料期間を除く最長6か月かつ交付申請年度の2月末日以前

※3 市外の事業所と同時に導入した場合、市内分を按分計上し、その計算方法を6に記入のこと

5 他補助金併用の確認

当該可視化サービスの導入に際して、他補助金を $\left(\begin{array}{l} \square \text{併用する（予定含む）} \\ \square \text{併用しない} \end{array} \right)$

以下は、可視化サービスの契約に市外の事業所が含まれている場合において記入してください。

6 サービスの月額利用料（補助対象経費）の按分の計算方法

- (1) システムの月額利用料が事業所ごとに明確に区分できる場合は、市内の事業所に係る額を補助対象経費とする。
- (2) システムの月額利用料を事業所ごとに明確に区分できない場合は、システムの月額利用料の総額をそれぞれの事業所の従業員数で按分した額のうち、市内の事業所に係る額を補助対象経費とする。

誓約書

（旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金）

私は、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める補助金の交付を申請するに当たり、下記1から6の内容について誓約します。

なお、下記4に関して旭川市長が必要と認めた場合は、この誓約書の写しを所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、旭川市長が警察署長に意見照会すること及び警察署長から得た情報を旭川市の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

記

- 1 交付申請の内容は、要綱の規定に基づき、事実と相違なく、虚偽や不正がないこと、かつ可視化サービスを連続して12か月以上利用することを誓います。
- 2 連続した12か月分のデータを要綱に基づき市にデータ提供するとともに、当該データについて、市に協力する機関への提供を承諾します。
- 3 申請内容の虚偽等があった場合は、要綱第15条に基づく交付決定の取消し及び要綱第16条に基づく補助金の返還に応じることに同意します。
- 4 旭川市から要綱第17条に基づく監査の要請があった場合は、これに応じます。
- 5 旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第7条第1項に規定する暴力団関係事業者には該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 6 その他要綱に記載する事項について遵守します。

以上

年 月 日

（宛先） 旭川市長

（誓約者（申請者））住 所

名 称

代表者（職・氏名）

※ 自署してください。（記名の場合は代表者印を押印してください。）

様

旭川市長

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記補助金について、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり交付の決定をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助対象経費及び交付決定額

補助対象経費	金	_____	円
交付決定額	金	_____	円

2 注意事項

- 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、速やかに計画変更承認申請書（様式第5号）に計画変更の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければなりません。
- 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日、又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、要綱第11条に掲げる実績報告書を提出しなければなりません。
- 12か月以上連続して可視化サービスを利用するとともに、提供事業者から直近12か月分の可視化データを受領した日（月締めの場合は、12か月目の可視化データを受領した日）から起算して30日以内に要綱第14条に掲げる結果報告書に当該データを添付して提出しなければなりません。
- 虚偽の申請その他不正な行為があった場合又は要綱の規定に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

旭環指令第 号
令和 年 月 日

様

旭川市長

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、次のとおり不交付を決定しましたので通知します。

1 不交付決定の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

（宛先）旭川市長

（申請者）所在地
名称
代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
計画変更承認申請書

年 月 日に提出した標記補助金交付申請書の内容を変更したいので、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 変更事項

	変更前	変更後
指令番号 ※ 既に交付決定通知を受けている場合	年 月 日付け 旭環指令第 号	
可視化サービスの仕様		
提供事業者との契約内容		
補助対象経費		
補助申請額		
その他（ ）		

※変更事項を確認できる書類を添付してください。

2 変更の理由等

本件担当者の氏名、連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名	
担当者連絡先（住所）	〒 -
担当者連絡先（電話番号）	
担当者連絡先（メールアドレス）	

様

旭川市長

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
変更交付決定通知書

年 月 日に計画変更の承認申請があった標記補助金について、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり交付の決定を変更しましたので、同条第 3 項の規定に基づき、通知します。

1 変更事項

	変更前	変更後
指令番号	年 月 日付け	年 月 日付け
※既に交付決定通知を受けている場合	旭環指令第 号	旭環指令第 号
可視化サービスの仕様		
提供事業者との契約内容		
補助対象経費		
補助申請額		
その他（ ）		

2 注意事項

- 補助事業者は、補助事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日、又は交付決定を受けた日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、要綱第 11 条に掲げる実績報告書を提出しなければなりません。
- 12 か月以上連続して可視化サービスを利用するとともに、提供事業者から直近 12 か月分の可視化データを受領した日（月締めの場合は、12 か月目の可視化データを受領した日）から起算して 30 日以内に要綱第 14 条に掲げる結果報告書に当該データを添付して提出しなければなりません。
- 虚偽の申請その他不正な行為があった場合又は要綱の規定に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

年 月 日

（宛先）旭川市長

（申請者）所在地
名 称
代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
交付申請取下げ申請書

年 月 日に提出した標記補助金の交付申請を取り下げたいので、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、申請します。

（取下げの理由）

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

本件担当者の氏名，連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名	
担当者連絡先（住所）	〒 -
担当者連絡先（電話番号）	
担当者連絡先（メールアドレス）	

年 月 日

（宛先）旭川市長

（申請者）所在地
名 称
代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
実績報告書

年 月 日付け旭環指令第 号により補助金の（変更）交付決定を受けた補助対象事業を完了したので、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり実績報告書を提出します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助金実績額 金 _____ 円
- 3 補助事業の内容 別紙のとおり
- 4 添付書類
- （1）補助対象経費の支払を証明する書類
 - （2）その他市長が必要と認める書類

本件担当者の氏名、連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名	
担当者連絡先（住所）	〒 -
担当者連絡先（電話番号）	
担当者連絡先（メールアドレス）	

1 申請者情報

本社の所在地			
資本金	千円	従業員数	人
業種・事業内容			

2 可視化サービスを導入した事業所の概要

事業所①	事業所名		
	所在地		
	従業員数	人	
	延床面積	m ² (用途:),	m ² (用途:)
	竣工年月	年 月 (用途:),	年 月 (用途:)
	稼働時間		

※1 補助対象となる市内の事業所のみ記入

3 導入した可視化サービスの概要

可視化サービスの名称		
提供事業者名		
契約プラン名		
契約期間又は使用予定期間 (うち、無料期間)	年 月 日～ 年 月 日 (年 月 日～ 年 月 日)	
提供事業者への 支払方法	月払 ・ 年払 ・ その他 () 補助対象経費の支払完了日: 年 月 日	

※1 契約期間又は使用予定期間の始期は交付申請日の前30日以内

※2 補助対象経費の支払完了日が交付申請年度の2月末日までの経費を補助対象経費とする。

4 補助事業に係る経費等

内 訳	金 額
サービスの月額利用料 (税抜)	円
うち、補助対象経費の額 (税抜) ①	円
補助事業の期間 (令和 年 月～令和 年 月) ②	月
補助金実績額 ①×②	円

※1 補助対象経費の額は月額1万円が上限

※2 補助事業の期間は交付申請の翌月以降、無料期間を除く最長6か月かつ交付申請年度の2月以前

※3 市外の事業所と同時に導入した場合、市内分を按分計上し、その計算方法を6に記入のこと

5 他補助金併用の確認

当該可視化サービスの導入に際して、他補助金を〔 併用する ・ 併用しない 〕

6 脱炭素経営への転換に向けた今後の取組予定

以下は、可視化サービスの契約に市外の事業所が含まれている場合において記入してください。

7 按分の計算方法

- (1) システムの月額利用料が事業所ごとに明確に区分できる場合は、市内の事業所に係る額を補助対象経費とする。
- (2) システムの月額利用料を事業所ごとに明確に区分できない場合は、システムの利用料の総額をそれぞれの事業所の従業員数で按分した額のうち、市内の事業所に係る額を補助対象経費とする。

旭環第 号
令和 年 月 日

様

旭川市長

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
交付額確定通知書

令和 年 月 日に提出のあった実績報告書について、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、審査した結果、次のとおり補助金の交付額を確定したので通知します。

1 補助金交付確定額

金 _____ 円

2 注意事項

- （1）12か月以上連続して可視化サービスの利用を実施し、提供事業者から直近12か月分の可視化データを受領した日（月締めの場合は、12か月目の可視化データを受領した日）から起算して30日以内に必要書類を添えて結果報告書（様式第12号）を提出してください。
- （2）その他虚偽の申請その他不正行為などがあった場合又は要綱の規定に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがあります。
- （3）補助事業者は、補助事業に係る書類を備え、補助事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

年 月 日

（宛先）旭川市長

（申請者）所在地
名 称
代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
補助金交付請求書

年 月 日付け旭環指令第 号で交付額確定通知のあった旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金について、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関・支店	本店 ・ 支店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人 (補助事業者)	

本件担当者の氏名，連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名	
担当者連絡先（住所）	〒 -
担当者連絡先（電話番号）	
担当者連絡先（メールアドレス）	

年 月 日

（宛先）旭川市長

（申請者）所在地
名 称
代表者（職氏名）

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
結果報告書

年 月 日付け旭環指令第 号により補助金の（変更）交付決定を受けた補助対象事業を完了したので、旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定に基づき、次のとおり結果報告します。

記

1 温室効果ガス排出量の算定結果（12 か月計） _____ t-CO₂

2 添付書類

- (1) 温室効果ガス排出量の算定結果の詳細資料
（月別，燃料種別，使用量，温室効果ガス排出量などが分かる資料）
- (2) その他市長が必要と認める書類

本件担当者の氏名，連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名	
担当者連絡先（住所）	〒 -
担当者連絡先（電話番号）	
担当者連絡先（メールアドレス）	

様

旭川市長

旭川市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金
交付決定取消し通知書

年 月 日付け旭環指令第 号により補助金の（変更）交付決定を行った補助事業について、次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

1 補助対象経費及び交付決定額

補助対象経費 金 _____ 円

交付決定額 金 _____ 円

2 交付決定取消しの理由